

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができるものと認められるもの（以下「再生可能エネルギー」という。）の開発又は利用及びエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するエネルギー使用の合理化（以下「省エネルギー」という。）又は二酸化炭素排出量がより少ない燃料への転換を行うもの（以下「海外で行う場合」という。）に限る。）のうちの、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のための事業であり、経済性の面で自主的取組だけでは進まないことに鑑み、第4条に規定する各種事業を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、地球環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「技術開発」とは、地球温暖化対策の分野において実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術を開発することをいい、これに付随する技術の開発及び調査研究、これらの技術の成果の普及及び関連情報の収集のための事業を含む。
- 二 「CER」とは、マラケシュ合意に規定する認証された排出削減量（吸収源CDMによるクレジットを除く。）をいう。
- 三 「ERU」とは、マラケシュ合意に規定する認証された共同実施によって生じた排出削減量をいう。
- 四 「試行排出量取引スキームの排出枠」とは、我が国の内閣に設置した地球温暖化対策推進本部で決定した、排出量取引の国内統合市場の試行的実施のうち、試行排出量取引スキームにより発行される排出枠をいう。
- 五 「フロン冷媒冷凍等装置」とは、冷媒としてフロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）をいう。）を冷媒として使用した冷凍・冷蔵・空調装置をいう。
- 六 「自然冷媒冷凍等装置」とは、フロン冷媒冷凍等装置以外の冷凍・冷蔵・空調装

置であって、二酸化炭素、アンモニア、水又は空気等、もともと自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍・冷蔵・空調装置をいう。

七 「小規模地方公共団体」とは、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及びこれらが加入する特別地方公共団体以外の地方公共団体をいう。なお、本交付要綱における特別地方公共団体は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に定める地方公共団体の組合をいう。

八 「ガスコージェネレーションシステム」とは、ガスで発電すると同時に廃熱を給湯、空調等に利用するシステムのことをいう。

九 「マイカー規制」とは、自然環境の保全及び適正な利用環境の確保のため、国立公園の核心地域等へ通じる道路において利用者の自家用車（マイカー）等の乗り入れを規制し、代替の公共交通機関等による利用を誘導する取り組みをいう。

（交付の対象）

第4条 環境大臣及び地方環境事務所長（以下「大臣等」という。）は、第2条の目的を達成する以下の事業に要する経費のうち、補助金の対象として大臣等が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内において補助金を交付する。

一 地域活動支援・連携促進事業

地球温暖化防止に関する社会貢献活動を行う民間非営利組織（NPO）が、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第24条に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）とともに各種団体等と共同の事業体（以下「コンソーシアム」という。）を構築し、地域センターの活動区域内において行う地球温暖化防止活動であって、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に直接的に資するための事業

二 温泉エネルギー活用加速化事業

ア 温泉発電設備補助事業

（ア）温泉の熱を用いて発電を行う設備を整備する事業

イ 温泉施設における温暖化対策事業

（ア）温泉水を熱源とするヒートポンプ設備を整備する事業

（イ）温泉に付随する可燃性天然ガスを熱源とするボイラー等設備を整備する事業

（ウ）温泉に付随する可燃性天然ガスを熱源とするコージェネレーション設備を整備する事業

三 先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業

業務ビル等において、市場メカニズムの活用により、先進的な設備導入と運用改善を促進し、効率的にCO2排出量を大幅に削減する事業

四 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業

シェアード・セイビングス・エスコ事業を用いて、小規模地方公共団体の施設の高いレベルでの省エネ化を行う事業

五 省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業

フロン冷媒冷凍等装置と比較して、エネルギー起源二酸化炭素の排出の少ない自

然冷媒冷凍等装置の設備整備を行う事業

六 地球温暖化対策技術開発・実証研究事業（競争的資金）

早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制技術のうち現状取組が不足している技術を開発する事業

七 マイカー規制による低炭素化促進事業

ア マイカー規制において乗り入れを行うバス・タクシーなどの代替交通手段に使用される車両について、より低炭素化となる車両の導入事業（以下「車両導入事業」という）及び当該車両に対応する燃料供給設備の整備事業（以下「燃料供給設備事業」という）

イ マイカー規制地域において代替交通への乗り換え基地における、マイカーに対する充電設備の整備事業（以下「充電設備整備事業」という）

八 病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業

医療施設又は福祉関係施設に対する都市ガス又はLPGを使用したガスコージェネレーションシステムの導入を支援する事業

九 自然共生型地熱開発のための掘削補助事業

景観や温泉等の自然環境に配慮した地熱発電を導入するために、地域のステークホルダーとの緊密な情報・意見交換を行う場を創設しつつ、井戸の掘削を行う民間事業者に対して支援を行う事業

十 再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入促進事業

再生可能エネルギーの出力安定化・平準化のために大規模蓄電池を導入する事業

2 前項第1号から第10号までの事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人（ただし、第1項第八号の事業については、医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人も含む。）

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣が適当と認める者

3 前項の規定に関わらず、第1項第1号の事業にあつては、コンソーシアムの構成員が共同で申請するものとし、そのうち、コンソーシアムに参画する地域センターであつて、当該コンソーシアムにおいて事業運営管理及び経理を担当する幹事団体として指定された地域センターを交付の対象者とする。また、この場合において、当該地域センターを幹事団体、それ以外のコンソーシアムの構成員を共同事業者という。

4 第1項第3号から第10号の事業にあつては、2者以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

- 5 第1項第6号の事業を共同で実施する場合、共同事業者になりうる者は個人で技術開発を実施する者も認められる。
- 6 他の法令及び予算に基づく補助金等（適化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業、第1項第6号の事業にあつては既に行われた技術開発の事業については、交付の対象としない。
- 7 第1項の事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は以下の各項に定める方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。））があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。

2 前条第1項第1号の事業

- 一 総事業費から事業内容が重複する他の委託事業費や寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 前条第1項第2号ア、イの（イ）及びイの（ウ）の事業

- 一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

4 前条第1項第2号イの（ア）の事業

- 一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

5 前条第1項第3号の事業

- 一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、 $\frac{3}{10}$ を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

6 前条第1項第4号の事業

- 一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定し、その選定された額に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。
- 三 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費から光熱費の削減見込みを考慮して実施要領に定める算出方法により算定される額を控除した額を算出し、第一号及び前号により算出された額とをそれぞれ比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

7 前条第1項第5号の事業

- 一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費について、自然冷媒冷凍等装置導入に必要な費用と比較対象フロン装置導入に必要な費用との差額に、必要に応じて撤去既存装置残存価額を加算して算出し、第3欄の基準額と比較して少ない方の額を選定する。なお、別表第1の第2欄に掲げる「必要な費用」の内容については、別表第2を参照すること。
- 三 第一号により算出された額と前号により算出された額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 四 前号により選定された額に、 $\frac{3}{10}$ を乗じて得た額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

8 前条第1項第6号の事業

- 一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、 $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容について

ては別表第2を参照すること。

9 前条第1項第7号の事業

- 一 事業ごとに総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

10 前条第1項第8号の事業

- 一 事業ごとに総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

11 前条第1項第9号の事業

- 一 事業ごとに総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

12 前条第1項第10号の事業

- 一 事業ごとに総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定すること。
- 三 前号で選定された額と、一により算出された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

- 一 適化法第26条第1項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を地方環境事務所長が行う場合

第4条第1項各号に掲げる事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）のうち、同項第1号、第4号及び第5号に掲げる事業について申請する場合

には様式第1による交付申請書を地方環境事務所長に提出して行うものとする。

二 前号以外の場合

事業実施者は、様式第1による交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第7条 大臣等は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を事業実施者に送付するものとする。その際は当該消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 事業実施者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で大臣等に申し出なければならない。

(契約等)

第9条 事業実施者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、大臣等に届け出なければならない。

(変更申請の承認)

第10条 事業実施者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を大臣等に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第11条 事業実施者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

二 別表第1の第2欄に定める対象経費相互間の経費の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の15%以内の変更を除く。）をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

2 大臣等は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 事業実施者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による申請書を大臣等に提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第13条 事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による報告書を大臣等に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第14条 事業実施者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣等の要求があったときは、遅滞なく様式第7による状況報告書を大臣等に提出しなければならない。

(補助事業者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第15条 事業実施者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣等に報告しなければならない。

(実績報告書)

第16条 事業実施者は、補助事業を完了したとき（第12条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による報告書を大臣等に提出しなければならない。

2 事業実施者は、第5条第1項ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 大臣等は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第9による交付額確定通知書により事業実施者に通知するものとする。

2 大臣等は、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 大臣等は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に

係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 事業実施者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による請求書を大臣等に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第19条 大臣等は、第12条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 事業実施者が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより大臣等の指示を受け、この指示に従わない場合
- 二 事業実施者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 事業実施者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

2 大臣等は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣等は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20条 事業実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 事業実施者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 大臣等は、事業実施者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環

境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 3 事業実施者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による申請書を大臣等に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を大臣等に報告し、受理されたものについては、大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

（補助金の経理等）

- 第22条 事業実施者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。
- 2 事業実施者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。
 - 3 大臣等は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（消費税額等の確定）

- 第23条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第12により速やかに大臣等に報告しなければならない。なお、大臣等は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の納付については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

（補助事業の表示）

- 第24条 補助事業により整備された施設、機械器具及び車輛には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

（標準処理期間）

- 第25条 大臣等は、第6条又は第10条に規定する申請書が到着した日から起算して、原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

(知的財産権の譲渡)

第26条 事業実施者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

(知的財産権の届出)

第27条 事業実施者は、事業実施者又は前条に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が技術開発事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して10日以内に、その旨を大臣等に届け出なければならない。

(収益納付)

第28条 大臣等は、事業実施者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

(先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業に係る排出枠の交付等)

第29条 環境大臣は、第4条第1項第3号の先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業の事業実施者（以下この条において「目標保有者」という。）に対し、平成25年4月に排出枠を交付する。ただし、第5項による基準年度の排出量の確定がなされていない場合を除く。

- 2 排出枠は、二酸化炭素が有する温室効果に換算した1トン単位として、環境大臣の管理する電子的な登録簿（以下この条において「登録簿」という。）において記録されるものであり、登録簿に保有口座を有する者間で取引することが可能である。
- 3 第1項の排出枠の交付は、登録簿における目標保有参加者の保有口座に排出枠を記録することによって行う。
- 4 第1項により排出枠を交付する量は、設備整備を行う事業場（以下この条において「対象事業場」という。）における平成21年度から平成23年度まで（排出量データの入手可能性等の理由から排出量の算定が困難である年度及び基準とすることが適当でない年度を除く。以下この条において「基準年度」という。）の間の年間平均の二酸化炭素の排出（他人から供給された電気又は熱を使用することを含む。）の量から、目標保有者が第6条第1項に基づく交付申請書において平成25年度の二酸化炭素排出削減目標量として記載した量を差し引いた量とすることを原則とする。
- 5 目標保有者は、基準年度の各年度の対象事業場における二酸化炭素の排出量を算定し、環境大臣が指定する検証機関の検証を受け、当該排出量を確定させなければならない。当該検証の結果については、検証機関から環境省に報告がなされるものとする。
- 6 目標保有者は、平成25年度終了後、当該年度の対象事業場における二酸化炭素の排出量を算定し、環境大臣が指定する検証機関の検証を受け、当該排出量を確定させなければならない。当該検証の結果については、検証機関から環境省に報告がなされ

るものとする。

- 7 目標保有者は、平成25年度終了後、前項の検証を経て確定させた当該年度の対象事業場の二酸化炭素の排出量と同量の排出枠を償却しなければならない。償却は、登録簿において、制度参加者の保有口座から償却口座に排出枠を移転することにより行う。
- 8 前項の場合において、目標保有者は、排出枠に替えて、CER及びERUを償却に用いることができる。
- 9 前各項の実施に関して必要な細目は、別に定める。

(その他)

第30条 第4条に規定する各種事業については、今後、経済性の面で採算がとれることとなった場合には、その内容を見直すこととする。

第31条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境大臣が別に定める。

(附則) この要綱は平成24年4月5日から施行する。

別表第1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
地域活動支援・連携促進事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（共済費、旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費、委託料及び備品購入費）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	大臣等が必要と認めた額
温泉エネルギー活用加速化事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	
先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	
小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	
省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	<p>省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入事業を行うために必要な費用と当該装置と同等の冷却能力を有するフロン冷媒冷凍等装置の導入事業を行うために必要な費用との差額の経費。</p> <p>ここで「必要な費用」とは、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費をいう。</p> <p>なお、省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入に伴い撤去し、廃棄する既設の冷凍等装置がある場合には、既設の冷凍等装置の残存価額（法定耐用年数経過後は取得価額の10%、経過以前減価償却費を差し引いた額とする。）を上記差額の経費に加算することができる。</p>	
地球温暖化対策技術開発・実証研究事業（競争的資金）	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	
マイカー規制による低炭素化促進事業	車両本体価格、各整備事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	
病院等へのコージェネレーションシステ	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその	

ム緊急整備事業	他必要な経費で環境大臣が承認した経費
自然共生型地熱開発のための掘削補助事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入補助事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

別表第2 第4条第1項第2号から第10号の各事業に係る補助対象経費（第5号に関しては「必要な費用」）の内容

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）</p>

	(間接工事費)	
	共通仮設費	<p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
	現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>

事務費

事務費

事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表3に定めるものとする。

事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

別表 3

1 区分	2 費 目	3 細 目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		備品購入 費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

様式第 1（第 6 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第 6 条第 1 項第 1 号（又は第 2 号）の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙 1 実施計画書又は整備計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 補助事業に要する経費及び補助金の配分額
別紙 2 経費内訳のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ～ 年 月 日
- 6 その他参考資料

注 1 補助事業の名称は、要綱第 4 条第 1 項各号の事業名を記載すること。

- 2 別紙1の作成について、地域活動支援・連携促進事業にあつては別紙1の1により、温泉エネルギー活用加速化事業にあつては別紙1の2又は別紙1の3により、先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業にあつては別紙1の4により、小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業にあつては別紙1の5により、省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業にあつては別紙1の6により、地球温暖化対策技術開発・実証研究事業（競争的資金）にあつては別紙1の7により、マイカー規制による低炭素化促進事業にあつては別紙1の8の①又は別紙1の8の②により、病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業にあつては別紙1の9により、自然共生型地熱開発のための掘削補助事業にあつては別紙1の10により、再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入補助事業により別紙1の11により記載すること。
- 3 別紙2の作成について、地域活動支援・連携促進事業にあつては別紙2の1により、温泉エネルギー活用加速化事業にあつては別紙2の2、別紙2の3又は別紙2の4により、先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業にあつては別紙2の5により、小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業にあつては別紙2の6により、省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業にあつては別紙2の7により、地球温暖化対策技術開発・実証研究事業（競争的資金）にあつては別紙2の8により、マイカー規制による低炭素化促進事業にあつては別紙2の9により、病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業にあつては別紙2の10により、自然共生型地熱開発のための掘削補助事業にあつては別紙2の11により、再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入補助事業により別紙2の12により記載すること。
- 4 この申請書には、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）及び定款又は寄付行為を添付すること。
- 5 要綱第4条第3項及び第4項の規定に基づき共同で申請する場合は、幹事団体又は代表事業者が申請すること。
- 6 その他参考資料については、事業ごとに必要となる参考資料、仕様書、見積書及び各種計算書等を添付すること。

地域活動支援・連携促進事業実施計画書

事業名		(事業内容を反映した簡潔な事業名としてください。)				
コンソーシアム名		(地域が特定できる名称としてください。)				
幹事団体 (要綱第4条第3項に規定する幹事団体をいう)	幹事団体の代表者					
	氏名	所属団体名・役職名		所属機関所在地		
	地球 一郎	(〇〇県地球温暖化防止活動推進センター) 財団法人〇〇の会 理事長		〒111-1111 〇〇県〇〇市…		
	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス			
	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	mmmmmmmm@mm.mm.jp			
	幹事団体の経理責任者					
	氏名	所属団体名・役職名		備 考		
	経理 次郎	(〇〇県地球温暖化防止活動推進センター) 財団法人〇〇の会 事務局長				
	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス			
	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	mmmmmmmm@mm.mm.jp			
事業の主たる実施場所	名称、所在地 〇〇商店街 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇…					
共同事業者：コンソーシアムの構成員 (多数ある場合などは別紙とすることも可とします。)	団体等の名称		事業実施責任者			
			氏名	役職名	電話、FAX番号	E-mailアドレス
	財団法人〇〇の会 (〇〇県センター)		地球 一郎	理事長	XX-XXXX-XXXX XX-XXXX-XXXX	mmmmmmmm@mm.mm.jp
	NPO法人〇〇を守る会		支援 花子	代表	05-5555-5555 05-6666-6666	mmmmmmmm@mm.mm.jp
	NPO法人〇〇協会		連携 太郎	会長	03-3333-3333 03-4444-4444	mmmmmmmm@mm.mm.jp
	地球温暖化防止活動推進員 (〇〇県知事委嘱)		促進 三郎	—	07-7777-7777 07-8888-8888	mmmmmmmm@mm.mm.jp
<事業の目的・概要>						
<p>【目的】 本事業は、地域で活動するNPO等が共同で・・・することにより、二酸化炭素の排出抑制及び地域の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】 ・・・において、・・・事業を行う。</p>						
<コンソーシアムの概要>						
<p>【コンソーシアム構築に至るまでの経緯】 従来より地域センターと交流のあったNPO法人〇〇とともに、・・・事業の実施について検討を重ね、その後、・・・、・・・等に共同実施提案を行い、コンソーシアムの構築に至った。</p> <p>【コンソーシアム構築に当たって注意した点など】 コンソーシアムの構築に当たっては、推進員との連携を図ることを前提に検討を進めるとともに、・・・、・・・等に配慮したコンソーシアムとなるよう留意した。</p>						

<事業名： >

<事業の内容及び事業計画>

○記載上の注意

事業の全体像、実施場所、事業規模、事業の具体的内容・方法を記載してください。
また、必要に応じ、事業の実施の流れやコンソーシアムに参画する団体の役割分担等を解説する図表等を添付してください。

<事業名： >

<事業の効果>

○記載上の注意

事業が行われた場合のエネルギー起源CO₂の年間削減効果を記載してください。

その算出根拠のわかりやすい説明も付記してください。

【CO₂削減効果】

・・・CO₂トン／年

【CO₂削減効果の算出根拠】(参考にした外部有識者等の意見も併せて記載(又は添付)してください。)

温泉エネルギー活用加速化事業(うち温泉発電設備補助事業)実施計画書
(温泉の熱を用いて発電を行う設備を整備する事業)

事業名	(10ポイントで記入してください。)			
事業実施者(組織名) (温泉発電設備設置者)	(10ポイントで記入してください。)			
事業実施の代表者 右の欄は9ポイントで記入してください	氏名(上段フリガナ)	生年月日	所属機関名・部局・役職名	
	カンキョウ イチロウ 環境 一郎	1975年1月1日	〇〇株式会社代表取締役	
	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス	所属機関所在地
XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	mmmmmmmm@mm.mm.jp	〒111-1111 〇〇県〇〇市…	
事業実施の担当者 右の欄は9ポイントで記入してください	氏名(上段フリガナ)	生年月日	所属機関名・部局・役職名	
	オンセン ジロウ 温泉 二郎	1980年1月1日	〇〇株式会社技術担当役員	
	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス	所属機関所在地
XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	mmmmmmmm@mm.mm.jp	〒111-1111 〇〇県〇〇市…	
経理責任者 右の欄は9ポイントで記入してください	氏名(上段フリガナ)	生年月日	所属機関名・部局・役職名	
	ハツデン サブロウ 発電 三郎	1985年1月1日	〇〇株式会社経理担当役員	
	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス	所属機関所在地
XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	mmmmmmmm@mm.mm.jp	〒111-1111 〇〇県〇〇市…	
事業の主たる実施場所	名称	所在地		
総事業費(千円)	当該年度	翌年度	翌々年度	合計
<事業計画>				
<p>○記入上の注意 提案される事業の概要を100字以内で記載して下さい。 10ポイントで記入し、なるべく欄内におさまるように、簡潔にわかりやすく記入してください。</p> <p>【設置する温泉発電設備の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電方式、メーカー、型式 ・発電能力 ・熱媒体の種類 <p>【発電に供する温泉の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湧出場所(設備設置場所との位置関係等) ・湧出場所における湧出量、湧出温度、水質 ・発電における温泉水・蒸気の利用方法※現在の利用状況に加え、発電設備設置後の利用状況を記載 ・発電に供する量、温度※季節変動の状況を含む <p>【熱媒体が漏洩しないための措置】</p>				

※なるべく1ページで記載してください。複数ページにわたる場合は、本ページと同様、右上に事業実施者名を記して下さい。

<事業実施者>

(例) ○○株式会社

<事業の効果・有望性>

○記載上の注意

事業が行われた場合の発電量、エネルギー起源CO2の削減効果(CO2削減量、CO2削減率)、削減コスト(CO2を1トン削減するのに必要なイニシャルコスト及びランニングコスト)を記載してください。

その計算根拠のわかりやすい説明も付記してください。
10ポイントで記入してください。

【発電電力量の見込み(年間)】

【発電電力量の算定根拠】

【電力の利用計画(自家消費量、売電量の見込み)】

【CO2削減効果】

【CO2削減効果の算定根拠】

【CO2削減コスト】

【CO2削減コストの算定根拠】

<事業の実施体制>

○記入上の注意

当該事業の実施体制・組織について簡潔に記載してください。補助対象となる設備を申請者以外の事業者等が運転・管理する場合には、その事業者等を含めて記載して下さい。

10ポイントで記入してください。

【事業の実施体制】

【維持管理体制】

- ・電気事業法等に基づく技術管理者等の配置計画
- ・保守管理計画の概要
- ・熱媒体が漏洩しないための措置

【CO2削減量の把握方法】

<資金計画>

○記載上の注意

事業収支と事業資金の調達計画(方法)を記載してください。

10ポイントで記入してください。

枠内に適宜図表を挿入して構いません。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めてください。

<関連する事業についての取組状況/今後の計画>

○記載上の注意

本事業の申請者が、温泉エネルギーの活用によりエネルギー起源CO2の排出を削減する事業に既に取り組んでいる場合、又は、今後取り組むことを計画している場合に、その取組内容を簡潔に記載してください。

10ポイントで記入してください。

<関連する事業についての他の助成制度の申請について>

○記載上の注意

他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記載してください。

10ポイントで記入してください。

<添付すべき資料>

○下記の書類を添付してください

- ・発電施設の仕様がわかるカタログ、図面等
- ・発電能力、使用可能年数が確認できる資料
- ・発電設備設置のレイアウト図(温泉湧出場所との位置関係を記載)
- ・発電に係るシステム構成図(配線等)、単線結線図
- ・売電を行う場合は系統連系図、及び売電先との確認書

・その他、ケースに応じて環境省が必要と要請する資料

別紙1の3

温泉エネルギー活用加速化事業（うち温泉施設における温暖化対策事業）整備計画書
 (□温泉水を熱源とするヒートポンプ設備を整備する事業)
 (□温泉に付随する可燃性天然ガスを熱源とするボイラー等設備を整備する事業)
 (□温泉に付随する可燃性天然ガスを熱源とするコージェネレーション設備を整備する事業)

※上記の事業のいずれかにチェックをすること。

事業の名称		
事業実施の 代表者	氏 名	
	所属機関・部署	
	所 在 地	
	TEL/FAX/E-mail	
	役 職	
経理責任者	氏 名	
	所属機関・部署	
	所 在 地	
	TEL/FAX/E-mail	
	役 職	
事業実施の 主たる実施場所	名 称	
	所 在 地	
事業の概要		
事業の目的		
事業の方法、内容		
1. ヒートポンプによる温泉熱の熱利用の場合 (仕様及びシステム、ヒートポンプの熱源(温泉又は排湯温泉の別)、その温度及び量、供給熱量、その他)		

<p>2. 温泉付随ガスの熱利用の場合 (仕様及びシステム、温泉に付随する可燃性天然ガスの量、メタン濃度及び発熱量、発生する熱の用途、その他)</p>	
<p>3. 温泉付随ガスのコージェネレーションの場合 (仕様及びシステム、温泉に付随する可燃性天然ガスの量、メタン濃度及び発熱量、発生する熱の用途、電力の供給先、発電出力(定格最大)、その他)</p>	
<p>実施期間</p>	
<p>事業の効果 二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、環境への影響、他事業等への波及効果、その他</p>	

注 本整備計画書の参考資料として、以下のものを添付すること。

- ①設備のシステム図、配置図
- ②事業の効果(二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、環境への影響など)の算定根拠資料
- ③事業収支計画が分かる資料(資金調達が可能であることを証明する資料(自己資金については預金残高証明等、借入金については金融機関等と交わした借入確約書等)を添付すること)
- ④会社概要
- ⑤本事業のスケジュール表
- ⑥本事業の実施体制
- ⑦事業実施に関する事項
 - (1)他の補助金との関係
 - (2)許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業整備計画書

代表事業者 (設備保有者・目標所有者)	法人	法人名			
		法人所在地			
		主な業務内容			
	事業実施責任者	部署			
		役職			
		氏名			
	経理責任者	部署			
		役職			
		氏名			
	代表事業者の事務連絡先※4	区分	<input type="checkbox"/> 共同事業者 <input type="checkbox"/> 事務代行者		
		法人名			
		部署			
		役職			
氏名					
勤務先住所					
電話番号					
E-mail					
	法人	法人名	事業実施責任者 氏名 所属部署・役職 電話番号 E-mail		
	共同事業者の事務連絡先※4	区分	<input type="checkbox"/> 共同事業者 <input type="checkbox"/> 事務代行者		
		法人名			
		部署			
		役職			
		氏名			
		勤務先住所			
		電話番号			
	E-mail				
	削減協力者※5	法人名			
補助事業の概要	事業の実施場所				
	事業実施場所の主な業務内容				
	参加形態	<input type="checkbox"/> 単独参加 <input type="checkbox"/> グループ参加			

注 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

注 記載にあたっては、「ASSET 実施ルール」を参照すること。

※1 代表事業者は、補助対象の設備を保有し、補助金の交付を受ける法人とする。

※2 代表事業者の事務連絡先は、代表事業者、あるいは代表事業者からの委任を受けた第三者である事務代行者の窓口となる担当者情報について記載する。

※3 共同事業者は、補助対象の設備を導入する業務ビル等の所有者(オーナー)等とする。補助対象の設備保有者と補助対象の設備を導入する業務ビル等の所有者(オーナー)等が同じ場合、共同事業者の記載は不要。

※4 共同事業者の事務連絡先は、共同事業者のいずれかの法人、あるいは代表事業者及び共同事業者からの委任を受けた第三者である事務代行者の窓口となる担当者情報について記載する。

※5 削減協力者は、代表事業者及び共同事業者以外に、削減事業に協力する法人(テナント等)とする。(任意)

事業名					
事業期間		交付決定の日～平成 年 月 日			
導入設備／技術概要		(複数種類のCO2排出抑制設備を整備する場合には、種類ごとに①、②として記入すること。また、詳細を別紙に記載すること。)			
基準年度CO2排出量 ※1, 2		tCO2 (2009年度)	tCO2 (2010年度)	tCO2 (2011年度)	tCO2-(1) (2012年度)
削減効果	削減目標量 ※3	①2013年度の年間CO2排出削減目標量 (tCO2/年) -(2) ②補助対象設備の法定耐用年数分のCO2排出削減目標量 $\frac{\text{(tCO2)}}{\text{-(2)}} \times \frac{\text{(年間)}}{\text{(設備の法定耐用年数)}} = \frac{\text{(tCO2)}}{\text{-(3)}}$			
補助の費用効率性	補助金申請額	千円		補助対象事業費	千円
	補助金申請額／法定耐用年数CO2排出削減目標量(3) _____ (円/tCO2)				

注 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

※1 基準年度排出量の算定については、「ASSET 実施ルール」を参照すること。

※2 基準年度は2009～2011年度の3年間平均を原則とするが、固有の事情により例外を認めることもあり得る。

※3 排出削減目標量の算定については、「ASSET 実施ルール」を参照すること。

なお、対象となる業務ビル等における補助対象設備以外による排出削減の見込量を含めることも可とするが、この計画書に記載の排出削減目標量の数値自体は、本計画書の提出以降変更することができない。

※4 数値は小数点以下切り捨てて記入すること。ただし、設備の法定耐用年数を除く。

導入前後の比較図

導入前

導入後

注：CO2排出抑制設備の導入前後の比較ができるように、概略図を作成すること。

CO2排出量算定の敷地境界

敷地境界

敷地内における主な化石燃料燃焼設備(ボイラー等)、他社から供給を受けた電力・熱を使用する主な設備(※主な設備を箇条書きで記載)

注: 敷地境界については「ASSETルール」を参照のこと。

(複数事業者による共同申請の場合)各事業者の役割分担について

代表事業者及び共同事業者につき、各々の担当業務及び関係について図等を用いて記述のこと。

その他特記事項

小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業整備計画書

事業の名称				
事業を行う地方公共団体				
事業実施の 代表者 (ESCO事業者)	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mail アドレ ス 役 職			
事業実施の 担当者 (ESCO事業者)	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mail アドレ ス 役 職			
経理責任者 (ESCO事業者)	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mail アドレ ス 役 職			
地方公共団体の 担当者	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mail アドレ ス 役 職			
共同事業者 右の欄は9ポイントで記入すること	機関・組織等の 名称	事業実施責任者		
		氏名	所属部局・役職名	電話、FAX番号
		〇〇〇〇株式会社	技術 開発	エコロジー-事業部リーダー
				03-3333-3333
				03-4444-4444
				E-mailアドレス mmmmmmmm@mm. mm. jp
事業の概要				
事業の目的				
事業の方法、 内容 (事業の実施場 所、整備する設 備等の種類、規 模、数量、その 他)	※事業の実施場所（業務施設等）ごとに、整備する設備の種類等が分かるよう記載すること。			
事業費	千円 （当該年度）			
実施時期				

事業によるCO ₂ 削減効果	<p>【CO₂削減効果】</p> <p>【CO₂削減効果の算定根拠】</p> <p>【CO₂削減コスト】</p> <p>【CO₂削減コストの算定根拠】</p> <p>【CO₂削減量の把握方法：事業実施後】</p> <p>※CO₂削減効果及び算出根拠については、①事業全体、②事業の実施場所（業務施設等）ごと、③整備する設備等の種類ごとのそれぞれについて記載すること。</p>
---------------------------	---

- 注：①本計画書に、設備のシステム図、配置図及び実施予定地の位置図を添付すること。
- ②記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載すること。
- ③補助対象外設備がある場合、本表とは別に、事業全体分の計画について、事業の方法、内容、事業費及び事業によるCO₂削減効果分かる表を作成し、参考として添付すること。
- ④複数事業者が共同で応募する場合は、各事業者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付して下さい。

省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業実施計画書(1/3)

事業の名称					
代表事業者	法人等の名称	所在地			
	事業の主たる実施場所(上記以外の場所に装置を導入する場合)				
	名称	所在地			
	事業実施責任者				
	所属機関名・部局・役職名	氏名	電話番号	FAX番号	
	所属所在地		e-mail		
	事業担当者				
	所属機関名・部局・役職名	氏名	電話番号	FAX番号	
	所属所在地		e-mail		
	経理責任者				
	所属機関名・部局・役職名	氏名	電話番号	FAX番号	
	所属所在地		e-mail		
	共同事業者 ※複数事業者が共同で応募する場合	法人等の名称	所在地		
		事業実施責任者			
		所属機関名・部局・役職名	氏名	電話番号	FAX番号
所属所在地		e-mail			
補助事業の開始及び完了予定年月日	交付決定の日 ~ 平成 年 月 日				
補助対象となる自然冷媒冷凍等装置を設置する施設の用途					
導入する自然冷媒冷凍等装置の概要、使用冷媒、方式及び台数					
装置の導入に伴い撤去し、廃棄する既存の冷凍等装置の概要、使用冷媒、方式、台数及び設置後経過年数(ある場合のみ記入)					
事業の効果	CO2削減効果計算書による削減量を記入 計算書が複数の場合は、合計量を記入のこと。			別紙2の7による補助金所要額(千円)	トン当たり削減費用(補助金所要額*1000/合計削減量)(円/t)
	エネルギー起源CO2削減量(ケ)(t)	冷媒漏洩CO2換算削減量(シ)(t)	合計削減量(t)		

省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入前後の比較が出来るように、概略図を作成し、添付すること。

なお、新規導入の場合は、導入前の図は不要。

また、事業所内における導入設備の配置計画図を添付すること。

複数事業者が共同で応募する場合は、それぞれの事業者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。

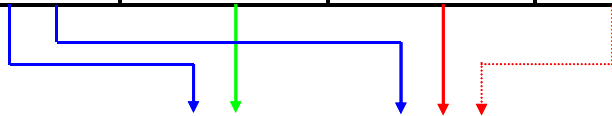
省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業実施計画書(2/3)

CO2削減効果計算書

()枚中 ()枚目

※ 型の異なる数種類の自然冷媒冷凍等装置を導入する場合等、1枚に記入しきれない場合には、複数シートに記入し通し番号を付すこと。

		A 自然冷媒冷凍等装置	B 比較対象フロン装置	既存の冷凍等装置 (新規設置等で既存装置がない場合は記入不要)	
				C 撤去する装置	D 部分的に残る装置 (ある場合に記入)
型番等(記入できる場合は記入)					
冷却負荷	kW				
冷却温度	°C				
冷媒					
凝縮温度	°C				
蒸発温度	°C				
冷凍能力	kW				
①冷凍機消費動力	kW				
②その他補機動力一式	kW				
③合計動力(①+②)	kW				
④年間稼働時間	hrs/y				
⑤年間消費電力(③×④)	kWh				
⑥電力換算値	kgCO2/kWh				
⑦エネルギー起源CO2 (⑤×⑥/1000)	t				
⑧冷媒保有量	kg				
⑨年間冷媒漏洩率	%				
⑩冷媒のGWP					
⑪冷媒漏洩CO2換算量 (⑧×⑨×⑩/1000)	t				
⑫設置台数	台(式)				
⑬合計エネルギー起源CO2 (⑦×⑫)	t	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
⑭合計冷媒漏洩CO2換算量(⑪×⑫)	t	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)



CO2削減量

⑮エネルギー起源CO2削減量(年間)	t	(コ)、(サ)欄のうち大きい方	(イ)-(ア)	(ウ)-((ア)+(エ))
		(ケ)	(コ)	(サ)
⑯冷媒漏洩CO2換算削減量(年間)	t	(ス)、(セ)欄のうち大きい方	(カ)-(オ)	(キ)-((オ)+(ク))
		(シ)	(ス)	(セ)
合計削減量(⑮+⑯)	t		↑この列の(コ)、(ス)欄は比較対象フロン装置と自然冷媒冷凍等装置の差について記入すること。	↑この列の(サ)、(セ)欄は新規設置等で既存装置がない場合は記入不要。

(注)裏面の記入要領に従い記入してください。

記入要領

記入事項・用語	説明
()枚中()枚目	型の異なる数種類の自然冷媒冷凍等装置を導入する場合等で、1枚に記入しきれず、複数シートに記入した場合に、何枚中何枚目かを()内に記入してください。 なお、型の異なる数種類の装置の導入であっても、冷媒配管が接続された同一系統の場合等で複数シートに分離したい場合は、1枚に記入し、各欄には合計値等を記入することも可能です。
「A自然冷媒冷凍等装置」及び「B比較対象フロン装置」	「A自然冷媒冷凍等装置」の列には、導入する自然冷媒冷凍等装置について、「B比較対象フロン装置」の列には、自然冷媒冷凍等装置と同等の冷却能力をもつ、比較対象とするフロン冷凍等装置について記入してください。
「既存の冷凍等装置」	「既存の冷凍等装置」には、「C撤去する装置」と「D部分的に残る装置」の列がありますが、既存の冷凍等装置がない場合は記入不要です。また、「D部分的に残る装置」についてもない場合は記入不要です。
型番等(記入できる場合は記入)	記入できる場合は型番を記入してください。
冷却負荷	冷却負荷を記入してください。一般的に、冷却負荷≦冷凍能力、となります。 また、自然冷媒冷凍等装置と比較対象フロン装置で同じ値としてください。
冷却温度	冷凍倉庫における室内温度、急速凍結設備(フリーザー)における庫内温度、チラー設備における出口側送り温度等を記入してください。また、自然冷媒冷凍等装置と比較対象フロン装置で同じ値としてください。
冷媒(注1)	冷媒の種類を記入してください。
凝縮温度(注1)	室外機(高温側)の凝縮温度を、例えば「31℃～35℃」のように記入してください。
蒸発温度(注1)	室内機(低温側)の蒸発温度を、例えば「-44℃～-40℃」のように記入してください。また、自然冷媒冷凍等装置と比較対象フロン装置で同じ温度帯としてください。但し、間接方式や二次冷媒方式のシステムは除きます。
冷凍能力	冷却能力を記入してください。一般的に、冷却負荷≦冷凍能力となります。また、自然冷媒冷凍等装置と比較対象フロン装置で同一又はほぼ等しい値としてください。
①冷凍機消費動力(注3)	定格電力ではなく、消費動力値を記入してください。
②その他補機動力一式(注3)	冷凍等装置がシステムとして機能するための付属設備、例えば蒸発器・凝縮器のファン動力、冷却水ポンプ動力、二次冷媒ポンプ動力、エアカーテン動力などの電動機の定格動力を記入してください。
③合計動力(①+②)(注2、3)	①と②の合計値を記入してください。
④年間稼働時間	当該装置について予想される年間稼働時間(稼働率を考慮に入れた上での稼働時間)を記入してください。
⑤年間消費電力(③×④)(注2、3)	③と④の積を記入してください。撤去する装置等で、実績等から把握可能な場合には、その値に修正して下さい。
⑥電力換算値(注4)	各地域の電力換算値をご使用ください。
⑦エネルギー起源CO2 (⑤×⑥/1000)(注2、3)	⑤と⑥の積の1000分の1(トン単位に換算)を記入してください。
⑧冷媒保有量	冷媒の保有量をkg単位で記入してください。ただし、二元冷凍等装置等、冷媒(又はライン)を複数用いる場合、GWP(地球温暖化係数)が大きい方の冷媒の保有量としてください。
⑨年間冷媒漏洩率	産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会(第21回)資料1-1(別紙)「機器別新係数のまとめ及び国際比較」から当該装置に係る係数を記入してください。もしくは、実績等に基づく漏洩率が把握可能な場合には、実績等に基づく漏洩率を記入し、根拠となる資料を添付してください。
⑩冷媒のGWP(注2)	冷媒の地球温暖化係数(100年値)を記入してください。ただし、二元冷凍等装置等、冷媒(又はライン)を複数用いる場合は、地球温暖化係数の大きい方の値で代表させてください。
⑪冷媒漏洩CO2換算量 (⑧×⑨×⑩/1000)(注2)	⑧と⑨と⑩の積の1000分の1(トン単位に換算)を記入してください。
⑫設置台数	同型装置を複数台設置する場合には台数を記入してください。単独の場合には1と記入してください。また、数種類の装置を複数台設置する場合で、冷媒配管が接続された同一系統の場合等には、この欄を一式(すなわち1と記入)とし、①～⑪の欄について、複数台の合計値を記入することもできます。
⑬合計エネルギー起源CO2 (⑦×⑫)(注2、3)	⑦と⑫の積を記入してください。
⑭合計冷媒漏洩CO2換算量(⑪×⑫)(注2)	⑪と⑫の積を記入してください。
⑮エネルギー起源CO2削減量(年間)(注2)	(ケ)欄:(コ)欄と(サ)欄のうちの大きい方、 (コ)欄:(イ)-(ア)の値、 (サ)欄:(ウ)-((ア)+(エ))の値、 を記入してください。
⑯冷媒漏洩CO2換算削減量(年間)(注2)	(シ)欄:(ス)欄と(セ)欄のうち、大きい方、 (ス)欄:(カ)-(オ)の値、 (セ)欄:(キ)-((オ)+(ク))の値、 を記入してください。
合計削減量(⑮+⑯)	「合計削減量」には、(ケ)と(シ)の合計を記入してください。

(注1) 当該欄をクリックし、▼をクリックして表示されるリストから選択してください。

(注2) エクセルシートをダウンロードして用いる場合は自動的に計算又は入力されます。

(注3) 「D部分的に残る装置」が「A自然冷媒冷凍等装置」と組み合わせられることにより、一体的に運転される場合等で、各動力及びエネルギー起源CO2について、「D部分的に残る装置」と「A自然冷媒冷凍等装置」を分けることが困難な場合には、各動力及びエネルギー起源CO2について「A自然冷媒冷凍等装置」の各欄にまとめて記入し、「D部分的に残る装置」のこれら各欄の記入を省略してください。ただし冷媒関係の各欄は記入してください。

(注4) 平成24年1月17日環境省発表資料「平成22年度の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出計数等の公表について(お知らせ)」の事業者別排出係数等一覧表の実排出係数をご記入ください。該当事業者が一覧にない場合は、代替地をご記載ください。

省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業実施計画書(3/3)

<省エネ自然冷媒冷凍等装置導入効果の把握、周知予定>

○記載上の注意

温室効果ガス削減効果の把握方法や把握時期、把握した効果の周知手段、時期等を記入して下さい。

<同種事業の実施予定>

○記載上の注意

同一法人等において、本申請事業以外に、省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入事業を計画している場合には、その名称や内容、補助金申請予定の有無を記入して下さい。同一法人等において同時に二施設以上について本事業による補助申請を行う場合は、必ず他の補助申請事業名を記載すること。

<環境に対するその他の取組み>

○記載上の注意

省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入以外での環境に対する取組み予定があれば、その概要を記入して下さい。

地球温暖化対策技術開発・実証研究事業（競争的資金）事業実施計画書

<開発等の対象分野>		<input type="checkbox"/> 交通低炭素化技術開発分野 <input type="checkbox"/> 住宅・オフィス等低炭素化技術開発分野 <input type="checkbox"/> エネルギー供給低炭素化技術開発分野 <input type="checkbox"/> バイオマス・循環資源低炭素化技術開発分野					
<技術開発課題名> *技術開発期間(西暦)を括弧書きすること					SBIRの有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
<代表事業者：技術開発課題代表者> *電話番号、E-mailアドレス等は半角英数字で記載ください	氏名(上段フリガナ)		生年月日	所属機関名・部局・役職名			
	所属機関所在地		〒				
	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス				
<代表事業者：経理責任者> *電話番号、E-mailアドレス等は半角英数字で記載ください	氏名(上段フリガナ)		生年月日	部局・役職名			
	電話番号		Fax番号		E-mailアドレス		
技術開発の主たる実施場所(名称、所在地)							
<共同事業者：技術開発体制・組織>							
No.	要素技術名又は分担業務の名称		氏名	年齢(歳)	所属機関名・部局・役職名	H24年度技術開発経費(千円)	H24エフォート(%)
<技術開発者実数> 計 名、<所属機関実数> 計 機関 <平成24年度技術開発経費(補助対象経費)>合計 , 千円							

※本頁の項目は1頁以内にまとめることを基本としますが、複数ページにわたる場合は、本ページと同様、右上に代表者氏名を記して下さい。

<代表事業者：
技術開発課題代表者氏名>

<技術開発の背景・目的>

<CO₂削減効果>

※本頁の項目は1頁以内にまとめることを基本としますが、複数ページにわたる場合は、本ページと同様、右上に代表者氏名を記して下さい。

<代表事業者：
技術開発課題代表者氏名>

<技術開発計画・方法>

<事業化・普及の見込み>

※本頁の項目は1頁以内にまとめることを基本としますが、複数ページにわたる場合は、本ページ同様、右上に代表者氏名を記して下さい。

<代表事業者：
技術開発課題代表者氏名>

<本技術開発の事前準備状況・関連技術開発>

<他の制度からの助成の有無（申請中を含む）>

※記載が複数ページにわたる場合、右上に代表者氏名を同様に記して下さい。

<代表事業者：
技術開発課題代表者氏名>

<論文・特許>

課題代表者	論文タイトル・著者名等	備考
参画研究者	論文タイトル・著者名等 * 記載の仕方は課題代表者の場合と同様	備考

※参考図は2枚（2ページ）以内とします。
※複数の参考図を付ける場合、各ページにの右上に代表者氏名
を同様に記して下さい。

<代表事業者：
技術開発課題代表者氏名>

<技術開発課題に関する参考図>

別紙 1 の 8 の ①

マイカー規制による低炭素化促進事業整備計画書
 (低炭素化となる車両の導入事業及び燃料供給設備整備事業 要綱第 4 条第 1 項第 7 号ア)

事業実施の 代表者	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mail アドレ ス 役 職				
事業実施の 担当者	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mail アドレ ス 役 職				
経理責任者	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mail アドレ ス 役 職				
共同事業者 右の欄は9ポイント で記入すること	機関・組織等の 名称	事業実施責任者			
		氏名	所属部局・役職名	電話、FAX番号	E-mailアドレス
事業地	国立公園名・地域				
	マイカー規制区間 (距離 (k m) 含む)				
事業内容 ※該当項目に☑	<input type="checkbox"/> 低炭素化となる車両導入 <input type="checkbox"/> 燃料供給設備				

低炭素化となる車両導入	
事業の現状	マイカー規制区間における1年間の通行台数
	現在運行する車両種類及び台数
導入する低炭素化車両	種別： 車名： 型式： 台数：
事業実施時期	交付決定の日 ～ 年 月 日
補助対象経費	(円/台) 千円 (当該年度)
(補助対象経費) × 1/3	(円/台) 千円 (当該年度)
補助金交付申請額 (千円未満切捨)	
燃料供給設備設置	
設置地(住所)	
設備内容	メーカーや型式など設備を特定できる事項： 台数：
用地確保の状況	
設備利用者	
施工時期	交付決定の日 ～ 年 月 日
補助対象経費	(円/台) 千円 (当該年度)
(補助対象経費) × 1/3	(円/台) 千円 (当該年度)
補助金交付申請額 (千円未満切捨)	

事業によるCO2削減効果

【CO2削減効果】

※車両導入については、導入前との比較によるマイカー規制区間における1年間のCO2削減量（T-CO2）を算定
※燃料供給設備については、設置することによるCO2削減の効果や定性的な効果を記載。

【CO2削減効果の算定根拠】

【CO2削減コスト】

【CO2削減コストの算定根拠】

注：①本計画の添付資料は下記の通りとする。

- ・仕様書及び見積書
- ・補助対象地域の内定書写し及び地域毎に作成した実施計画書
- ・現在使用している車両について確認ができる資料
- ・補助車両及び補助施設の概要がわかる資料（パンフレット等）
- ・補助施設の整備に際しては設備位置図、構造図、立面図及び平面図
- ・車両導入する者に関しては補助対象事業者となることを証する書類

②記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載すること。

③2年間以上かけて車両の導入、設備の設置を行う場合は、本表とは別に、事業全体分の計画について、事業の方法、内容、事業費、補助要望の有無、及び事業によるCO2削減効果が分かる表を作成し、参考として添付すること。ただし、燃料供給設備1基を複数年度にわけて設置することはできない。

④複数事業者が共同で応募する場合は、各事業者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付して下さい。

マイカー規制による低炭素化促進事業整備計画書
(充電設備整備事業 要綱第4条第1項第7号イ)

事業実施の 代表者	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mailアドレス 役 職				
事業実施の 担当者	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mailアドレス 役 職				
経理責任者	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mailアドレス 役 職				
共同事業者 右の欄は9ポイント で記入すること	機関・組織等の 名称	事業実施責任者			
		氏名	所属部局・役職名	電話、FAX番号	E-mailアドレス
事業地	国立公園名・地域				
	マイカー規制区間（距離（km）含む）				
設置地（住所）					
設備内容	メーカーや型式など設備を特定できる事項： 台数：				
用地確保の状況					
供用方法					

事業名					
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名		備考	
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
	事業の主たる実施場所				
※実際に補助事業を行う場所					
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX番号	E-mailアドレス
<事業の目的・概要>					
【目的】					
【概要】					
<事業の実施期間>					
※事業の実施期間を記載すること 例：交付決定日～平成〇〇年〇〇月〇〇日					
<事業費（総事業費及び補助金所要額）>					
総事業費 円 補助事業費 円					
<事業の効果>					
【定格発電出力】					
【廃熱回収方法】					
【温水活用方法】					
【CO2削減効果】					
【CO2削減効果の算定方法】					
【CO2削減コスト・算定方法】					
<事業の実施体制>					
【事業の実施体制】					
【設備の管理体制】					
※電気事業法に基づく技術管理者等の配置計画等					
<資金計画>					
<備考>					

事業名					
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名		備考	
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
	事業の主たる実施場所				
※実際に補助事業を行う場所					
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX番号	E-mailアドレス
<事業の目的・概要>					
【目的】					
【概要】					
<事業の実施期間>					
※事業の実施期間及び事業計画(工程)等を記載すること					
例：交付決定日～平成〇〇年〇〇月〇〇日					
<事業費（総事業費及び補助金所要額）>					
総事業費 円 補助事業費 円					
<事業内容>					
【補充井を行う場所】					
【掘削方法】					
【地域との調整状況】					
【掘削するにあたっての法令、規制】					
【各種法令等への対応状況】					
【CO2削減効果の算定方法】					
【CO2削減コスト・算定方法】					
<事業の実施体制>					
【事業の実施体制】					
※体制図も含めてわかりやすく記載					
【設備の管理体制】					
<資金計画>					
※事業収支と事業資金の調達計画(方法)を記載する。					
<備考>					
※他の助成制度でこれまで類似の事業を行っている場合は本事業との関連について簡潔に記載して下さい。					

事業名				
事業実施の団体名				
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	氏名	事業者名・役職名		備考
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス	
	事業の主たる実施場所			
※実際に補助事業を行う場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者		
		氏名	役職名	電話・FAX番号
				E-mailアドレス
<事業の目的・概要>				
【目的】				
【概要】				
<事業の実施期間>				
※事業の実施期間及び事業計画(工程)等を記載すること 例：交付決定日～平成〇〇年〇〇月〇〇日				
<事業費（総事業費及び補助金所要額）>				
<事業内容>				
【事業を行う場所】 ※住所の他、周辺の社会状況等を記載				
【蓄電池設置の方法・効果】 ※本事業内で行う蓄電池設置方法を具体的に記載 ※蓄電池設置により得られる効果を具体的に記載				
【電力会社との調整状況】 ※本事業を行う上での電力会社との調整状況や関係団体を記載				
【設置するにあたっての法令、規制】				
【CO2削減効果の算定方法】				
【CO2削減コスト・算定方法】				
<事業の実施体制>				
【事業の実施体制】 ※体制図も含めてわかりやすく記載				
【設備の管理体制】				
<資金計画>				
※事業収支と事業資金の調達計画(方法)を記載する。				
<備考>				
※他の助成制度でこれまで類似の事業を行っている場合は本事業との関連について簡潔に記載して下さい。				

地域活動支援・連携促進事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 定額
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合 計	円	

購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕 様	数量	単 価	金 額	購入予定時期

別紙 2 の 5

先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 3
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合 計	円	

購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 算出額ア (3) × 1/2	
	円	円	円	円	
	(5) 補助対象経費 支出予定額	(6) 基準額	(7) 選定額 (5) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 算出額イ (7) × 1/2	
	円	円	円	円	
	(9) 控除すべき額 の算定額	(10) 控除後の額 (5) - (9)	(11) 補助金所要額 (4)、(8)、(10) を比 較して少ない方の額		
	円	円	円		
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

※(7)の額は、交付要綱第5条第6項第3号に規定する実施要領に定める算定額をいう。

省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)自然冷媒冷凍等装置導入必要費用	
	(5)比較対象フロン装置導入必要費用	(6)差額 (4)-(5)	(7)撤去既存装置残存価額(加算を希望する場合)	(8)補助対象経費支出予定額 (6)+(7)	
	(9)基準額	(10)選定額 (8)と(9)を比較して少ない方の額	(11)国庫補助基本額 (3)と(10)を比較して少ない方の額	(12)補助金所要額 (11)×1/3	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目	金額	積算内訳			
1 自然冷媒冷凍等装置導入費用					
2 比較対象フロン装置導入費用					
3 撤去し、廃棄する既存設備の残存価額(加算を希望する場合)		既存設備設置後の経過年数 ()年			
4 合計 (1-2+3)					
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注: 自然冷媒冷凍等装置導入費用、比較対象フロン装置導入費用のそれぞれについて、積算内訳の参考として見積書を添付すること。

また、撤去し、廃棄する既存装置の残存価額を加算する場合は、残存価額の証拠書類を添付すること。裏面の記入要領を参照すること。

記入要領

記入事項・用語	説明
<所要経費の各記入欄>	
(1)総事業費(注1)	基本的には、(4)自然冷媒冷凍等装置導入必要費用と同額にしてください。同額にならない場合としては、補助の対象にならない工事等を同時に行う場合で、補助対象の事業費用と補助対象外の事業費用が分けられないような場合です。このような場合以外は、(4)と同額にしてください。
(2)寄付金その他の収入	寄付金、民間からの補助金等をいいます。
(3)差引額(注2)	(1)から(2)を引いた差
(4)自然冷媒冷凍等装置導入必要費用(注1)	本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費(注3)並びにその他必要な費用で環境大臣が承認した経費となります。本工事費のうち、材料費及び労務費については、交付要綱別表第2に基づき、根拠となる資料を添付してください。また、事務費についても、交付要綱別表3の細目ごとに、必要な資料を添付してください。撤去する既存の装置がある場合には、撤去費用(冷媒回収費用も含む。)も含まれます。(ただし、補助金額の計算においては、次の(5)との差額のみ反映されます。)
(5)比較対象フロン装置導入必要費用(注1)	(4)と同様
(6)差額(注2)	(4)から(5)を引いた差
(7)撤去既存装置残存価額	撤去し、廃棄する既存装置がある場合に、差額に任意に加算出来ます。法定耐用年数経過後は購入価額の10%、経過以前は減価償却額を減じた額とします。ただし、購入価額について証拠書類が必要になります。
(8)補助対象経費支出予定額(注2)	(6)と(7)の合計額
(9)基準額	別表第1の第3欄に掲げる基準額(地方環境事務所長が必要と認めた額)
(10)選定額	(8)と(9)を比較して少ない方の額
(11)国庫補助基本額(注2)	(3)と(10)を比較して少ない方の額
(12)補助金所要額(注2)	(11)に3分の1を乗じて得た額です。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。
<補助対象経費支出予定額内訳>	
1 自然冷媒冷凍等装置導入費用	積算内訳の参考として見積書を添付してください。
2 比較対象フロン装置導入費用	同上
3 撤去し、廃棄する既存設備の残存価額	購入価額、既存設備設置後の経過年数を明記してください。
<購入予定の主な財産の内訳>	
	一品、一組又は一式の価格が50万円以上のものを記入してください。導入しようとする自然冷媒冷凍等装置は当然入ります。

(注1) 消費税の免税業者を除き、原則として消費税等相当額を除いて計算してください。
 正確には、仕入れに係る消費税等相当額を除く計算ですが、冷凍等装置の導入事業は、通常他社に発注し、自社で施工等を行うことはないと考えられますので、全額「仕入れに係る」に相当すると考えられます。

なお、仕入れに係る消費税等相当額は、消費税等の計算上、控除対象となりますが、課税業者が仕入れに当たって支払う消費税等の額を控除の対象とするため、その一部に補助金が入った場合、当該課税業者は消費税控除額における補助金対象額を国に返還していただく必要があります。

したがって、はじめから消費税等相当額を除外して補助金額を計算すれば、返還も不要となります。

(注2) エクセルシートをダウンロードして用いる場合は自動的に計算されます。

(注3) 事務費は、工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいいます。ただし、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とします。交付要綱別表3の細目ごとに、必要な資料を添付してください。

区分	率
5,000万円以下の金額に対して	6.5%
5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
1億円を超える金額に対して	4.5%

別紙 2 の 8

地球温暖化対策技術開発・実証研究事業（競争的資金）に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 2
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合 計	円	

購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）

名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

マイカー規制による低炭素化促進事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額	
	円	円	0 円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3)と(6)を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 3	
	0 円	0 円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

別紙 2 の 1 0

病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 2
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合 計	円	

購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

自然共生型地熱開発のための掘削補助事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 2
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合 計	円	

購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

別紙2の12

再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入補助事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 2
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合 計	円	

購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付決定通知書

事業実施者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の国庫補助基本額及び交付決定額は次のとおりである。
国庫補助基本額 金 円 交付決定額 金 円
ただし、事業の内容を変更する場合において、国庫補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、適化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日環産廃発第 031001006号、環地温発第031001002号。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることができる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減設備補助事業の補助事業者は、交付要綱第29条に基づき、平成24年度終了後、環境大臣が委託する検証機関の検証を受けた平成24年度の対象事業場における二酸化炭素排出量と同量の排出枠を償却しなければならない。
- 8 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第3（第10条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）
変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 国庫補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由
（注）具体的に記載する。

- 注1 補助事業の名称は、要綱第4条第1項各号の事業名を記載すること。
- 2 2の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
 - 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。
 - 4 要綱第4条第3項及び第4項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が申請すること。

様式第4（第11条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）
計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）の計画を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第11条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

- 注1 補助事業の名称は、要綱第4条第1項各号の事業名を記載すること。
- 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
 - 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。
 - 4 要綱第4条第3項及び第4項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が申請すること。

様式第5（第12条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）
中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）を下記のとおり中止（廃止）したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の期間
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注1 補助事業の名称は、要綱第4条第1項各号の事業名を記載すること。

2 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2に中止（廃止）前の金額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）後の金額を下段に記載した書類を添付すること。

3 要綱第4条第3項及び第4項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が申請すること。

様式第6（第13条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）の遅延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第13条の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

注1 補助事業の名称は、要綱第4条第1項各号の事業名を記載すること。

2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

3 要綱第4条第3項及び第4項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。

様式第7（第14条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）の遂行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称：

経費の区分	計画額(円)	実施額(円)	遂行状況

注 要綱第4条第3項及び第4項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。

様式第 8（第 16 条関係）

番 号
年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）を完了（中止・廃止）しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（平成 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業の実施状況
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 補助事業の効果
（交付要綱第 4 条第 1 項第 1 号については、別紙 1 - 2 により報告すること）
- 4 補助金の経費収支実績
別紙のとおり
- 5 添付資料
 - (1) 完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
 - (2) 写真（工程等が分かるもの）
 - (3) その他参考資料（領収書等含む。）

注 1 補助事業の名称は、要綱第 4 条第 1 項各号の事業名を記載すること。

- 2 別紙の作成について、地域活動支援・連携促進事業にあつては別紙 1 を、温泉エネルギー活用加速化事業にあつては別紙 2、別紙 3 又は別紙 4 を、先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減設備補助事業にあつては別紙 5 を、小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業にあつては別紙 6 を、省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業にあつては別紙 7 を、地球温暖化対策技術開発・実証研究事業（競争的資金）

にあつては別紙 8 を、マイカー規制による低炭素化促進事業にあつては別紙 9 を、病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業にあつては別紙 10 を、自然共生型地熱開発のための掘削補助事業にあつては別紙 11 を、再生可能エネルギー出力安定化のための蓄電池導入補助事業により別紙 12 を用いること。

- 3 要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。

事業名						
コンソーシアム名						
幹事団体 (要綱第4条第6項に規定する幹事団体をいう)	幹事団体の代表者					
	氏名	所属団体名・役職名			所属機関所在地	
	地球 一郎	(〇〇県地球温暖化防止活動推進センター) 財団法人〇〇の会 理事長			〒111-1111 〇〇県〇〇市…	
	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス			
	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	mmmmmmmm@mm.mm.jp			
	幹事団体の経理責任者					
	氏名	所属団体名・役職名			備 考	
	経理 次郎	(〇〇県地球温暖化防止活動推進センター) 財団法人〇〇の会 事務局長				
	電話番号	Fax番号	E-mailアドレス			
	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	mmmmmmmm@mm.mm.jp			
事業の主たる実施場所		名称、所在地 〇〇商店街 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇…				
共同事業者：コンソーシアムの構成員 (多数ある場合などは別紙とする可とします。)	団体等の名称		事業実施責任者			
			氏名	役職名	電話、FAX番号	E-mailアドレス
	財団法人〇〇の会 (〇〇県センター)		地球 一郎	理事長	XX-XXXX-XXXX XX-XXXX-XXXX	mmmmmmmm@mm.mm.jp
	NPO法人〇〇を守る会		支援 花子	代表	05-5555-5555 05-6666-6666	mmmmmmmm@mm.mm.jp
	NPO法人〇〇協会		連携 太郎	会長	03-3333-3333 03-4444-4444	mmmmmmmm@mm.mm.jp
	地球温暖化防止活動推進員 (〇〇県知事委嘱)		促進 三郎	-	07-7777-7777 07-8888-8888	mmmmmmmm@mm.mm.jp
<実施した事業の内容>						
○記載上の注意 事業の全体像、実施場所、事業規模、事業の具体的内容・方法を記載してください。 また、必要に応じ、事業の実施の流れやコンソーシアムに参画した団体の役割分担等を解説する図表等を添付してください。						
<事業の効果>						
【CO ₂ 削減効果】 …CO ₂ トン/年 【CO ₂ 削減効果の算出根拠】(参考にした外部有識者等の意見も併せて記載(又は添付)してください。)						

小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 算定額ア (4) × 1/2
円	円	円	円	円
(6) 基準額	(7) 選定額 (5) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 算出額イ (7) × 1/2	(9) 控除すべき額 の算定額	(10) 控除後の額 (5) - (9)
円	円	円	円	円
(11) 補助金所要額 (5)、(8)、(10) を比較して少ない方の額	(12) 補助金交付決定額	(13) 過不足額 (12) - (11)		
円	円	円		

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合計	円	

購入した主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）

名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

※(9)の額は、交付要綱第5条第7項第3号に規定する実施要領に定める算定額をいう。

省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 自然冷媒冷凍等装置 導入必要費用	(5) 比較対象フロン 装置導入必要費用
円	円	円	円	円
(6) 差額 (4) - (5)	(7) 撤去既存装置残存価額 (加算を希望する場合)	(8) 補助対象経費実支出額 (6) + (7)	(9) 基準額	(10) 選定額 (8) と (9) を比較して少 ない方の額
円	円	円	円	円
(11) 国庫補助基本額 (3) と (10) を比較して少 ない方の額	(12) 補助金所要額 (11) × 1/3	(13) 補助金交付決定額	(14) 過不足額 (13) - (12)	
円	円	円	円	

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
1 自然冷媒冷凍等 装置導入費用		
2 比較対象フロン 装置導入費用		
3 撤去し、廃棄する既存 設備の残存価額 (加算を希望する場合)		
4 合計 (1 - 2 + 3)		
合 計	円	

購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購 入 時 期

自然共生型地熱開発のための掘削補助事業経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合 計	円	

購入した主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）

名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購 入 時 期

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付額確定通知書

事業実施者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）については、平成 年 月 日付けの事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第17条第1項の規定により通知する。

記

補助事業の名称

確 定 額 金 円

平成 年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長）

印

注： 補助事業の名称は、要綱第4条第1項各号の事業名を記載すること。

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）
概算（精算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定（交付額確定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）の概算払（精算払）を受けたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第18条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 請求金額 金 円
- 3 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位：円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算 払 受領済額 ⑤	差引請求 額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④＝②＋③		
計						

(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①－②

- 4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
- 5 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

注1 「1 補助事業の名称」は、要綱第4条第1項各号の事業名を記載すること。
2 要綱第4条第3項及び第4項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が請求すること。

様式第 1 1 (第 2 0 条関係)

取 得 財 産 等 管 理 台 帳 (平成 年度)

財 産 名 (備品等名)	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	耐 用 年数	設置又は 保管場所

注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第 2 1 条第 1 項に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 1 2 (第 2 3 条関係)

年 月 日

環境大臣（又は地方環境事務所長） 殿

事業実施者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱第 2 3 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額（要綱第 1 7 条第 1 項による額の確定額）
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

- 注 1 補助事業の名称は、要綱第 4 条第 1 項各号の事業名を記載すること。
- 2 別紙として積算の内容を添付すること。
 - 3 要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、幹事団体又は代表事業者が報告すること。